

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
第1条～第56条 (略)	第1条～第56条 (同左)	
<p>(社内態勢整備)</p> <p>第57条 協会員は、取立て行為を行うにあたり、定められる法及び関連する法律を遵守するとともに、以下に掲げる行為は法第21条第1項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当する恐れがあること、また、この規則第70条、第71条及び第72条を留意し必要な社内態勢整備に努めなければならない。なお、社内態勢整備にあたっては業容規模や個人又は事業者を対象にした契約内容により、その方法は一律に定められるものではないが、自らの業務形態を踏まえた上で、電話、訪問、文書、電子メールなど態様別に、且つ、出来る限り客観的な基準を設け整備を行う必要がある。また、債務者等以外にも、代理人弁護士や司法書士、親族及び第三者に対しても留意しなくてはならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(社内態勢整備)</p> <p>第57条 協会員は、取立て行為を行うにあたり、定められる法及び関連する法律を遵守するとともに、以下に掲げる行為は法第21条第1項に定める「威迫」及び「その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」に該当する恐れがあること、また、この規則第58条、第59条及び第60条を留意し必要な社内態勢整備に努めなければならない。なお、社内態勢整備にあたっては業容規模や個人又は事業者を対象にした契約内容により、その方法は一律に定められるものではないが、自らの業務形態を踏まえた上で、電話、訪問、文書、電子メールなど態様別に、且つ、出来る限り客観的な基準を設け整備を行う必要がある。また、債務者等以外にも、代理人弁護士や司法書士、親族及び第三者に対しても留意しなくてはならない。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>	<p>所要の改正</p>
第58条～第62条 (略)	第58条～第62条 (同左)	
<p>(取引履歴の開示の方法)</p> <p>第63条 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、開示する営業所等を指定し、そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする。</p> <p>2 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴を記載した書面の交付の請求を受けた場合には、請求を行った者に対し当該複製を郵送する方法等協会員が定める方法によりこれに応じることができる。</p>	<p>(取引履歴の開示の方法)</p> <p>第63条 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、開示する営業所等を指定し、そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする。</p> <p>2 協会員は、債務者等の取引に係る取引履歴を記載した書面の交付の請求を受けた場合には、請求を行った者に対し当該複製を郵送する方法又はインターネットを利用する方法等協会員が定める方法によりこれに応じることができる。</p>	<p>内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</p>
第64条～第67条 (略)	第64条～第67条 (同左)	

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
附 則 (平成19. 12. 19) ~ (令5. 10. 31) (略) (新設)	附 則 (平成19. 12. 19) ~ (令5. 10. 31) (同左) <u>附 則 (令6. 9. 5)</u> <u>この改正は、令和6年9月5日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第57条、第63条を改正。</u>	